

令和3年5月24日

各中学校長様

学校教育課長

新型コロナウイルス緊急事態宣言下における部活動について（通知）

みだしのことについて、新型コロナウイルス感染症の感染者が増加傾向にあり、引き続き感染拡大防止について努める必要があります。また、本県でも「緊急事態宣言」が、5月23日から6月20日まで適用されております。

つきましては、部活動について原則休止や県内外における練習試合や合宿等を行わないなど、適切な感染症対策を講じた上で、下記の通り実施して下さいますよう通知します。

記

1. 部活動の対応について

(1) 部活動について原則休止とする(特措法第24条第9項)。

→但し、8月末までに、九州・全国大会の予選を兼ねた県内大会・地区大会やコンクール等を控えた場合に限り、必要最小限の人数にて、学校長の許可の下、行うこと。平日の活動時間は、90分以内(個人練習を含む、早朝練習は行わないこと)、土日休日は、2時間以内(準備片付けミーティング等は含まない)とすること。

(2) 期間中、県内外における、練習試合や合宿等については、行わないこと。

(3) 県内、県外大会やコンクールの参加については、各団体の感染対策ガイドラインに則り、十分な連携のもと、慎重に検討し、学校長の判断で参加すること。

2. 実施する場合の留意事項

(1) 教保第368号「新型コロナウイルス緊急事態宣言下における部活動について(依頼)」、【別紙】「新型コロナウイルス緊急事態宣言下における部活動実施に係る感染症対策の考え方」を確認し実施すること。

(2) 毎週発出される「県立学校における地域感染レベルに応じた感染症対策」及び別紙1-2に基づき実施すること。

(3) 上記「1. 部活動の対応について」の記載事項について厳守すること。

(4) 合同チームによる部活動も上記のとおりとする。

(5) 地域のスポーツクラブ等に通う生徒については、所属する団体のガイドラインに則り、感染症対策を行うこと。

(6) 発熱等の風邪の症状がある場合には、生徒や指導者等も参加しないように徹底すること。

(7) 同居の家族に風邪の症状がみられる場合も参加しないように徹底すること。

※上記の対応は令和3年5月24日時点のものであり、今後の状況や文部科学省、厚生労働省、県教育委員会等の方針により随時、変更の可能性もあり得る旨、御承知おきください。

【本件の問い合わせ】

那覇市教育委員会 学校教育課

指導G 指導主事 仲里 信哉

TEL 098-917-3506 FAX 098-917-3522